

西宮市地域活動支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会活動を営むことを促進することを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業は、社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人、医療法人、その他の法人で、市長が適当と認めたものが行うものとする。

(事業者の指定)

第4条 本事業を運営しようとする者（以下「申請者」という。）は、西宮市地域活動支援センター事業所指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、あらかじめその指定を受けなければならない。ただし、市外に設置する事業所において運営しようとする者は、兵庫県知事（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市にあつては、市長。）に第二種社会福祉事業の届出を受理されたことを持って、当該指定を受けたものとみなす。

- (1) 申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿謄本又は条例
- (2) 支援員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) 事業所の平面図
- (4) 運営規定
- (5) 事業計画書
- (6) 障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、申請者の障害者福祉の推進に関する実績及び事業実施能力並びに運営しようとする事業の内容を十分審査して、西宮市地域活動支援センター事業所指定通知書（様式第2号）により指定するものとする。

3 指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、本事業について所在地、事業内容等を変更しようとするときは、あらかじめ、西宮市地域活動支援センター事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、西宮市地域活動支援センター事業変更承認書（様式第4号）により市長の承認を受けなければならない。

4 指定事業者は、事業の廃止をしようとするときは、西宮市地域活動支援センター事業廃止届（様式第5号）により、その旨を市長に届け出るものとする。

(指定の更新)

第5条 前条の事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、

効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（指定事業者の基準）

第 6 条 事業者は、本事業の実施にあたって西宮市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年西宮市条例第 22 号。以下「条例」という。）に定める基準、及び次の各号のすべてを満たさなければならない。

（1）事業の内容

- ①障害者等に対し、障害の程度、特性、能力等に応じた創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等地域の実情に応じた支援を行う。
- ②障害者の日常生活支援および就労支援のための事業、障害者理解のための普及啓発及び地域交流事業、障害者福祉推進のための地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業を行う。

（2）利用人員

原則として 1 日当たりの実利用人数は 10 名以上とする。

（3）開設日数

原則として週 5 日以上とする。

（4）開設時間

原則として 1 日当たり 6 時間以上とする。

（5）指導員

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について」（障発第 0801002 号）（以下、「同通知」という）中の「地域活動支援センター機能強化事業実施要領」に定める職員配置の基準を満たすこと。

なお、同通知で定める常勤職員とは、週 30 時間以上（1 日 6 時間×週 5 日開所＝週 30 時間）勤務する職員のこととする。

（6）安全等の確保

事業の実施にあたっては、利用者の保健衛生及び安全の確保に特に留意すること。

（事業費の補助）

第 7 条 市長は、指定事業者が本事業を実施したときには、別に定める西宮市地域活動支援センター運営費等補助事業要綱に基づき、運営費を補助するものとする。

（利用対象者）

第 8 条 本事業の対象者は、西宮市に居住し、次の各号のいずれかに該当する 15 歳以上の者とする。

- （1）身体障害者手帳の交付を受けている者
- （2）療育手帳の交付を受けている者又は知的障害者更生相談所においてそれに準じる者と判定された者

- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、精神障害を事由とする年金証書の交付を受けている者、自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けている者、精神障害を事由とする特別障害給付金を受けている者、医師の診断書により精神障害者であることが確認できる者、又はこれと同等の者
- (4) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であると特定医療費(指定難病)受給者証又は医師の診断書により認められる者
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者

(利用方法)

第9条 指定事業者は、あらかじめ利用申込者又はその家族に対して、事業の概要等重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得て書面によって利用契約を締結するものとする。

(関係機関との連携)

第10条 指定事業者は、家庭及び地域との結びつきを重視した運営を行い、保健医療サービス又は障害福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

(個人情報の保護等)

第11条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

2 指定事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(報告等)

第12条 市長は事業の実施等に関して必要があると認めるときは、指定地域活動支援センターの利用の決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「利用決定者等」という。）、利用決定者等の配偶者若しくは利用決定者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は担当職員に質問させることができる。

2 市長は事業の実施等に関して必要があると認めるときは、指定地域活動支援センター事業者、指定地域活動支援センター従業者その他本事業に携わる者若しくは指定地域活動支援センター事業者であった者、指定地域活動支援センター従業者であった者その他本事業に携わった者（以下「地域活動支援センター事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、地域活動支援センター事業者等に対し出頭を求め、又は担当職員に關係者に対して質問させ、若しくは地域活動支援センター事業者等の当該指定に係るサービス事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項において、地域活動支援センター事業者等に指定地域活動支援サービスの実施等に関して適当でないとする部分があるときは、当該指定地域活動支援センター事業者に対し、改善指導を行うことができる。

4 第1項及び第2項の規定による質問等を行う場合においては、担当職員は、その身分を示す証

明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第 13 条 市長は、指定地域活動支援センター事業者が、条例に規定する地域活動支援センターの人員を満たしていない若しくは適正な地域活動支援センターの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定地域活動支援センター事業者に対し、期限を定めて、当該条例を遵守することを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域活動支援センター事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(指定の取消し等)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定地域活動支援センター事業者の指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 指定地域活動支援センター事業者が、条例に規定する地域活動支援センターの人員を満たすことができなくなった若しくは適正な地域活動支援センターの事業の運営をすることができなくなったとき。

(2) 指定地域活動支援センター事業者が、法第 50 条に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき。

(3) 補助金の請求に関し不正があったとき。

(4) 指定地域活動支援センター事業者が、不正な手段により第 4 条に規定する指定を受けたとき。

(5) 指定地域活動支援センター事業者等が、地域活動支援サービスに関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(6) 指定地域活動支援センター事業者若しくは指定地域活動支援センター従業者が、12 条第 2 項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに応じず、同項に規定する質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査に協力せず、又は同条第 3 項に規定する指導に従って必要な改善を行わないとき。

(7) 指定地域活動支援センター事業者が、障害者等の人格を尊重するとともに、この要綱又はこの要綱に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行していないと認められるとき。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(付則)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。